

事業系ごみ削減のための環境啓発システム構築を望む

神奈川ネット 渡部 市代

問 持続可能な社会を目指すには、二十一世紀を環境の世紀としない限り、人類に未来はないと言われている。環境問題は、地球環境、自然環境、公害、ごみ、資源枯渇など多種多様にわたるが、これらの共通点は人類の活動に起因していることである。年々増加するごみの処理経費や

産業廃棄物の最終処分場の問題などが山積している中、家庭と事業系のごみ削減をどのように進めるのか。また、事業系ごみの削減のため、ISOやエコアクション21へのステップにもなる市独自の中小企業向け環境啓発システムを構築しないか。

答 ごみ削減については、三市と高座清掃施設組合が作成した一般廃棄物処理基本計画のごみ五〇%削減に基づき、収集回数を資源ごみは二週に一回を毎週一回に、可燃ごみは週三回を二週に一回に変更するなど収集体制の見直しを検討している。事業系のごみは、市内事業所からの排出量が年々増加しており、これらには本来資源である紙類等が混入しているため、市内業者に資源化の徹底とごみ発生の抑制について協力を要請する。環境啓発システムについては、事業所の規模、目的に合った市独自のシステム構築に取り組みたい。(他に「市民参加のまちづくりについて」を質問)

市民が納得できる東名インター調査と情報提供を

日本共産党 上田 祐子

問 現在の東名インターの費用計算は、分離できないはずの周辺用地費用を除いて五百億円を二百億円に変更したり、必要になるアクセス道路整備費用をまったく試算していない状態である。インター設置の効果を示す費用便益費も七市一町のもののみで、綾瀬市独自の計算がない。報告のたびに数字が変わっている。市民の判断材料としてふさわしい調査か検討し直すべきでは。市民への説明は、データの持つ意味が伝わるように分かりやすく工夫すべきでは。なお、綾瀬市の費用負担が必要になった場合は、撤退する考えか。

答 当初の経費は、横浜青葉インターを参考に試算したため、五百億円余になったことを理解願いたい。議会への説明では、限られた時間の中で、知り得た情報はすべて説明したつもりである。年度末にでき上がる概要書は、地域別説明会の中で、市民に分かりやすく懇切丁寧に、質疑を受けながら説明をしていきたい。なお、費用負担については、本市が各市に呼びかけ設置した促進協議会として県へ要望しているため、本市だけの問題ではないと考えており、仮に県が負担しない場合は、改めて促進協議会に諮り決定していきたい。(他に「市民とともに進めるごみ減量対策を」を質問)

墓園の維持管理の改善と今後の整備計画の説明を

あやせ市民会議 中野 昌幸

問 第二次墓園整備事業が凍結、延期されたこと聞き大変残念に思うが、今後の方向は。墓園の維持管理の現状は、とても利用者の満足できる状況でなく、トイレ等は悲惨な状況であり、もっと清掃管理を徹底してはどうか。船橋市の市営霊園で深夜二百七十八基の墓石等が破壊されるといふ悪質な事件が起き、事件後、入口の施設徹底と夜間の警備強化を始めたそうだが、本市でも夜間の施設管理委託に年間四百万円強を費やしているが、広く民間入札を行いより安く効果的な方法はとれないか。

答 は、整備計画検討委員会の答申に基づき省土型納骨堂を予定していたが、地質調査の結果コスト高になるとのことから凍結し見直している。墓園の維持管理については、委託先のあやせクリエイトと調整し、墓園環境の改善に努めていくが、トイレについては簡易水洗トイレのようなものを設置する方向で検討していきたい。施設については、利用者からの要望により途中から施設しなくなることとあり、大変難しい。また、維持管理委託については、市の契約規則に基づいて対処していきたい。(他に「行政サービスについて」を質問)



1月9日、毎年恒例の駅伝競走大会が開催され、好天の中、会場の市民スポーツセンターは大勢のアスリートの熱気にあふれていました

12月定例会で可決された意見書

児童扶養手当の減額に対する意見書

児童扶養手当は、母子家庭等の生活の安定と自立を促進するために設けられている制度であり、一般世帯に比較して収入が少なく、長引く不況によりますます厳しい生活が強いられている母子家庭等を支える大きな役割を果たしている。

しかし、国においては、離婚の増大に伴い児童扶養手当の受給者が増大する状況から、児童扶養手当法を改正し、支給期間が5年を超える場合は政令により手当の2分の1以内で減額を行うこととしており、この減額が実施されれば母子家庭等の児童の成長に伴って養育費が増大する時期を直撃することになる。

これは、すべての母子家庭等の児童が、心身ともに健やかに育成されるために必要な諸条件と、その母等の健康で文化的な生活を保障する母子及び寡婦福祉法の基本理念に反するものである。

よって、国においては、児童扶養手当の減額の延期若しくは削減の率を緩和するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年12月17日

綾瀬市議会議長 中村清法

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣
総務大臣 財務大臣 厚生労働大臣 あて

平成17年度地方交付税所要総額確保に関する意見書

平成16年度政府予算においては、地方交付税及び臨時財政対策債の大幅な削減により、地方財政運営に支障を来すとともに、地方の信頼関係を損ねる結果となった。

平成17年度政府予算編成においては、平成16年度予算のような大幅な削減が行われることのないよう、国は誠実に対応し、国と地方の信頼関係を構築し、住民サービスの低下を来たさないようにすべきである。

よって、国は、平成17年度政府予算編成に当たり、「地方交付税の所要総額」が確実に確保されるよう、次の事項についてその実現を求めるものである。

- 1 昨年のような地方交付税等の大幅な削減により、地方公共団体の財政運営に支障を来すことのないよう、平成17年度の地方交付税総額は、少なくとも平成16年度の水準以上を確保すること。
 - 2 税源移譲に伴い、財政力格差が拡大する財政力の弱い地方公共団体に対しては、地方交付税の財源調整・財源保障を強化して対応すること。
 - 3 地方財政計画上の歳出と決算との乖離については、投資的経費と経常的経費の実態を踏まえ、一体的に是正すべきであり、一方的な、不合理な削減は絶対認められないこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年12月14日

綾瀬市議会議長 中村清法

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 内閣官房長官
郵政民営化・経済財政政策担当大臣 総務大臣 財務大臣 あて